

島根県報

第一、三六六号

平成十四年五月十日

(金曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (長寿社会課) 一
- 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 () 二
- 土地改良区の役員の就任及び退任 () 二
- 土地改良事業施行の認可 () 二
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定に基づく公聴会の開催 (農村整備課) 二
- 公有水面埋立ての免許 (漁港課) 三
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (商企画課) 四
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 () 五
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第四十一条第二項の規定による身分証明書の様式 (技術管理室) 六
- 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 七
- 県道の路線の認定の一部改正 (道路整備課) 六
- 都市計画事業の認可(二件) (下水道推進課) 七
- 都市計画事業変更の認可 () 八

公 告

島根県総合文書管理システムの開発等に係る事業予定

(総務課)

八

島根県告示第四百九十二号

告 示

正誤

- 平成十四年三月二十二日付け島根県報号外第一六号中
平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第五〇号中
(生涯学習課) 一九
(人事委員会事務局) 一九
- 平成十四年三月二十二日付け島根県報号外第一六号中
平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第五〇号中
(生涯学習課) 一九
(人事委員会事務局) 一九
- 平成十四年三月二十二日付け島根県報号外第一六号中
平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第五〇号中
(生涯学習課) 一九
(人事委員会事務局) 一九

特定調達公告

宍道湖流域下水道東部処理区終末処理場維持管理業務
委託に係る一般競争入札の落札者等

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出
をすることができない団体

人委告示

平成十四年度島根県警察官(男性・大卒)採用試験の
実施

平成十四年度島根県職員(大学卒業程度)採用試験の
実施

平成十四年度島根県職員(経験者・看護師)採用試験
の実施

基本測量の終了

（用地対策課）一

（漁港課）一

（企業振興課）一〇

（労働政策課）一一

（漁港課）一〇

（企業振興課）一〇

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医

療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
仁寿みなかみ診療所	大田市水上町三久須一一番地	平成十四年四月十五日

医療機関の名称	所在地	指定年月日
仁寿そじき診療所	大田市祖式町祖式一〇八二番地一	平成十四年四月十五日
羽須美村国民健康保険直営阿須那診療所	邑智郡羽須美村大字阿須那五〇一一	平成十四年四月一日
大田呼吸循環クリニック	大田市大田町大田ハ一四五	平成十三年八月一日
竹吉胃腸科医院	浜田市浅井町一二三	平成十四年五月十三日

島根県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり特定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
邑智郡羽須美村大字阿須那四番地四	浜田市大田町大田ハ一四五	平成十四年三月三十一日

島根県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

清水医院	大田市大田町大田ハ一四五	平成十四年五月十二日
竹吉外科・胃腸科医院	浜田市浅井町九九の一	平成十三年七月三十一日

島根県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

理事 深田 徳夫 大原郡加茂町大字猪尾七四番地一	就任年月日 平成十四年四月三日
理事 速水 昭延 大原郡加茂町大字神原九三三番地	退任した役員の氏名及び住所

島根県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 能義郡広瀬町土 地改良区	事業業名 梶地区農道事業（基盤整備促進事業）	認可年月日 平成十四年四月三十日
島根県告示第四百九十六号		
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ五第六項及び第八条ノ八第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和四十九年島根県規則第九十三号）第十九条の規定により告示する。	島根県知事 澄田信義	平成十四年五月十日
日 六月二二	日 六月一九	日 六月一八
日 六月一七	日 六月六日	月 月日
時 一四時)	時 一四時)	時 間
場 益田市波田町イ五三 和一 宍道町役場会議室	所 八束郡宍道町大字昭 和一 宍道町役場会議室	場所
真砂公民館	益田市川本町大字川 本二七九 川本合同庁舎会議室	案件
黒木公民館	江津市江津町一五二 五 江津市職員共済会館	件
別府四六 黒木公民館	島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止 区域の設定について	区域の設定について
いて 焼火山特別保護地区の設定につ いて	区域の設定について	区域の設定について

島根県告示第四百九十七号	島根県知事 澄田信義	平成十四年五月十日
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十二条の規定により告示する。	島根県知事 澄田信義	平成十四年五月十日
一 免許年月日 平成十四年四月二十五日	一 免許受人 松江市殿町一番地 島根県 代表者 島根県知事 澄田信義	一 免許年月日 平成十四年四月二十五日
二 免許受人 松江市殿町一番地 島根県 代表者 島根県知事 澄田信義	二 免許受人 松江市殿町一番地 島根県 代表者 島根県知事 澄田信義	二 免許受人 松江市殿町一番地 島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
三 埋立区域及び埋立てに関する工事施行区域 1 埋立区域 (一) 位置 A工区 浜田市下府町二一九四番の地先公有水面 B工区 浜田市下府町二一九一番の地先公有水面	三 埋立区域及び埋立てに関する工事施行区域 1 埋立区域 (一) 位置 A工区 浜田市下府町二一九四番の地先公有水面 B工区 浜田市下府町二一九一番の地先公有水面	三 埋立区域及び埋立てに関する工事施行区域 1 埋立区域 (一) 位置 A工区 浜田市下府町二一九四番の地先公有水面 B工区 浜田市下府町二一九一番の地先公有水面
A工区 次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、④の 地点を円心とする半径三一・一〇メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を 結ぶ円弧、⑫の地点を円心とする半径二三・九〇メートルの円周で⑥の地 点と⑦の地点を結ぶ円弧、⑬の地点を円心とする半径五六・一〇メートル	A工区 次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、④の 地点を円心とする半径三一・一〇メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を 結ぶ円弧、⑫の地点を円心とする半径二三・九〇メートルの円周で⑥の地 点と⑦の地点を結ぶ円弧、⑬の地点を円心とする半径五六・一〇メートル	A工区 次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、④の 地点を円心とする半径三一・一〇メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を 結ぶ円弧、⑫の地点を円心とする半径二三・九〇メートルの円周で⑥の地 点と⑦の地点を結ぶ円弧、⑬の地点を円心とする半径五六・一〇メートル

- の円周で⑦の地点と⑧の地点を結ぶ円弧、⑭の地点を円心とする半径四二・四三メートルの円周で⑧の地点と⑨の地点を結ぶ円弧、⑨の地点と⑩の地点を結んだ線、⑩の地点と⑪の地点を結んだ線及び、⑪の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域。
- B工区 次の各地点のうち、⑯の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線、⑳の地点を円心とする半径六・〇〇メートルの円周で⑰の地点と⑱の地点を結ぶ円弧、⑲の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び、⑳の地点と⑯の地点を結んだ線により囲まれた区域。
- ①の地点 海平四等三角点(北緯三四度五五分四一秒、東経一三三一度五分五三秒)から七八度五八分三四秒、五八八・四九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から四五度三一分三七秒、三五・六八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三一度六分三一秒、二五・七一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一七度五二分〇秒、五九・七〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三一五度九分二六秒、三一・一〇メートルの地点
- ⑥の地点 ①の地点から一三度三六分一八秒、一一一・三一メートルの地点
- ⑦の地点 ①の地点から一三度三六分一八秒、九四・三八メートルの地点
- ⑧の地点 ①の地点から三五〇度三三分三八秒、五六・八一メートルの地点
- ⑨の地点 ①の地点から三〇四度一七分四五秒、四三・二二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二一四度九分四七秒、三・六〇メートルの地点
- ⑪の地点 ①の地点から二一四度九分四七秒、三・五〇メートルの地点
- ⑫の地点 ①の地点から一度二七分七秒、一三・二八メートルの地点
- ⑬の地点 ①の地点から四五度一分一六秒、六四・六五メートルの地点
- ⑭の地点 ①の地点から三三二度一八分三五秒、八一・七八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑤の地点から四四度三六分一七秒、三・〇〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から四四度三六分一七秒、一・六七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一三四度三六分一七秒、三一・五七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一三四度三六分一七秒、一二・七七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑯の地点から一三四度三六分一七秒、四三・六三メートルの地点
- ⑳の地点 ⑯の地点から一二四度三六分一七秒、一・六七メートルの地点

(2) の地点 ⑰の地点から一四九度一五分三〇秒、六・六〇メートルの地点
 (3) 面積 五、二八一・三〇平方メートル

2 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

浜田市下府町地内及び同町二一八六番から同町二一二一一番の地先に至る公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 海平四等三角点(北緯三四度五五分四一秒、東経一三三一度五分五三秒)から八二度一七分三一秒、五七五・四八メートルの地点

Bの地点 Aの地点から六四度四七分五秒、一五七・一七メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一八度三五分二八秒、五五・六四メートルの地点

Dの地点 Cの地点から三一四度三六分一七秒、一五四・八一メートルの地点

Eの地点 Dの地点から一六九度三六分一七秒、一〇〇・〇〇メートルの地点

Fの地点 Eの地点から一七九度三六分一七秒、一九四・四九メートルの地点

(3) 面積

三四、五八三・七四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより意見を述べることができる。

一 届出の概要

島根県知事 澄田信義

二 届出年月日 平成十四年四月二十五日 午前六時から午後四時まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 出雲市矢野町八六四一一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田欣史 広島県福山市春日町六丁目五番四号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田欣史 広島県福山市春日町六丁目五番四号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年十二月二十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七〇六・八〇平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

一六〇台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

五三台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

四九・七〇平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一一五・九二立方メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前一〇時 閉店時刻 午後八時

(一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三〇分から午後十時三〇分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）
四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第四百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
一 煙百貨店松江店 島根県松江市朝日町六六一番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
 一畑電気鉄道株式会社 代表取締役社長 大谷厚郎 島根県松江市中原町四九番地
 変更しようとする事項
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 一三、六一七・〇m²
 (変更後) 一三、八二三・九²m²
- 4 変更の年月日
 平成十四年九月十九日
- 二 届出年月日 平成十四年四月三十日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課(松江市末次町八六番地)
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- 1 意見書の提出先
 松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課
- 2 意見書に記載すべき事項
 (一) 氏名又は名称及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
 (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 (四) 意見の内容
 (五) 意見を述べる理由
- 3 その他
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第五百号
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第二百四号)第四十三条
 第二項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成十四年五月三十日から施行する。
 平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百一号
 土地調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。
 平成十四年五月十日

(表)

身 分 証 明 書		
第 号		
所 属 _____		
職氏名 _____		
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。		
年 年	月 月	日発行
年 年	月 月	日まで有効
島根県知事		印

5.5 cm

8.5 cm

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋) (立入検査)	
第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。	
(1)～(5) (略)	
(6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は回避した者	

島根県知事 澄田信義

調査を行つた者の 名称	調査を行つた時期	成果の名称		調査を行つた 地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
石見町	平成十二~十四年度	五枚	一冊	日貫	平成十四年四月三十日

島根県告示第五百二号

県道の路線の認定（平成九年島根県告示第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

表の三三三の項中「三刀屋インター線」を「三刀屋木次インター線」に、「大原郡木次町大字里方」を「飯石郡三刀屋町大字三刀屋」に、「飯石郡三刀屋町大字三刀屋」を「大原郡木次町大字里方」に改める。

島根県告示第五百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

江津市

二 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画下水道（西処理区）

三 事業施行期間

平成十四年五月十日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

島根県告示第五百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

大東町

二 都市計画事業の種類及び名称

大東都市計画下水道事業

三 事業施行期間

大東町公共下水道

四 事業地**(一) 収用の部分**

大原郡大東町大字飯田地内

(二) 使用の部分

大原郡大東町大字飯田、大字大東及び大字下阿用地内

島根県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

- (一) 収用の部分
江津市嘉久志町地内
- (二) 使用の部分
江津市江津町及び嘉久志町地内

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

イ 事務局 島根県総務部総務課文書係
〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地 島根県庁一 施行者の名称
六日市町二 都市計画事業の種類及び名称
六日市都市計画下水道事業

六日市町公共下水道

三 事業施行期間
平成九年十一月四日から平成二十年三月三十一日まで四 事業地
(一) 収用の部分
平成九年十一月四日島根県告示第八百九十二号の事業地のうち大字沢田、大字六日市及び大字有飯を削り、大字広石地内において事業地を変更する。(二) 使用の部分
平成九年十一月四日島根県告示第八百九十二号の事業地に大字広石、大字沢田、大字六日市、大字有飯、大字立戸、大字九郎原、大字立河内及び大字藏木を加える。

公 告

三 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成十四年五月十三日（月）から同月十七日（金）まで

毎日午前九時から午後五時まで

(2) 説明会の開催

ア 日時

平成十四年五月十七日（金）午後一時三十分から

イ 場所

総合文書管理システムの開発等を行う事業予定者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

一 企画提案競技の概要

(1) 名称 島根県総合文書管理システム企画提案競技
(2) 募集内容 募集要項による。(3) 仕様 「島根県総合文書管理システム仕様書」による。
(4) 主催者及び事務局 ア 主催者 島根県（以下「県」という。）

島根県報		島根県庁一階 文書管理システム開発室 応募図書の受付
(3) 受付方法		イ ジ ャ ル ア 応募者が事務局に持参し、又は郵送する。 イ 受付期間 平成十四年六月十四日（金）から同月二十日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
(4) 毎日午前九時から午後五時まで		四 応募図書 (1) 応募図書の種類及び提出部数 ア 応募申込書 一部 イ 会社概要書 一部 ウ 法人登記簿謄本書 一部 エ 誓約書 一部 オ 稽核の納税証明書 一部 カ 企画提案書 十部 キ 企画提案書の要約版 二十部 ク 見積書 一部 ケ 業務担当予定者の略歴等 一部
(5) 募集要項による。		七 当選後の取扱い (1) 当選者は、総合文書管理システムの開発等に係る事業予定者となる。 (2) 事業予定者は、各年度ごとの事業計画を段階的に策定し、県の承認を受ける。 八 その他 詳細は、募集要項による。
(6) Summary for the Notice of Forthcoming Competition		九 (1) Nature and quantity of the service (s) to be required: Proposals for a new computer system to manage documents (2) The Acceptance period for the submission of proposals: From 9:00 to 17:00 every weekday from Friday, June 14 through Thursday, June 20, 2002
(7) Persons to contact concerning the notice:		Mr.Itagaki, Mr.Wasaki, Mail and Document Division, Shimane Prefectural Goverment 1 Tonomachi Matue City, Shimane Prefecture 690-8501 TEL.0852-22-5018
(8) 留意事項		ア 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。 イ 応募図書は、非公開とする。 ウ 応募図書は、返却しない。 五 応募に要する費用

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第十七条第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により次のとおり公表し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

特定漁港漁場整備事業計画の案

平成十四年五月十日から平成十四年五月三十日まで
縦覧の期間

島根県農林水産部漁港課、島根県隱岐支庁水産局及び西郷町役場

(一) 法第十七条第四項の規定により縦覧に供すべき書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画の案

(二) 縦覧の期間

平成十四年五月十日から平成十四年五月三十日まで

(三) 縦覧の場所

島根県農林水産部漁港課、島根県隱岐支庁水産局島前出張所及び西ノ島町役場

(一) 法第十七条第四項の規定により縦覧に供すべき書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画の案

(二) 縦覧の期間

平成十四年五月十日から平成十四年五月三十日まで

(三) 縦覧の場所

島根県農林水産部漁港課、島根県松江水産事務所及び大田市役所

二 和江地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(一) 法第十七条第四項の規定により縦覧に供すべき書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画の案

(二) 縦覧の期間

平成十四年五月十日から平成十四年五月三十日まで

(三) 縦覧の場所

島根県農林水産部漁港課、島根県浜田水産事務所及び大田市役所

(一) 法第十七条第四項の規定により縦覧に供すべき書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画の案

(二) 縦覧の期間

平成十四年五月十日から平成十四年五月三十日まで

(三) 縦覧の場所

島根県農林水産部漁港課、島根県浜田水産事務所及び大田市役所

四 加茂地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(一) 法第十七条第四項の規定により縦覧に供すべき書類の名称

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

一 申請のあつた年月日
平成十四年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 斐川町企業化支援センター

三 代表者の指名
長岡 秀治

四 主たる事務所の所在地
簸川郡斐川町大字神永二五三五番地十

五 定款に記載された目的
この法人は、市場・生産ネットワークを活用し、地域の事業者等に対しても、新たなビジネスチャンスの提供と人材育成などをを行い、企業化を目指す企業やベンチャー企業に脱皮する起業家の発掘・育成の牽引役として、地域経済を活性化し、活力あるまちでくに寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類
度の収支予算書

七 縦覧期間
申請書を受理した日から1月間

八 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎1階）

島根県地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二百三十九号）第七条第一項の規定に基づき島根県東部地域求職活動援助計画及び島根県西部地域求職活動援助計画を策定し、同条第四項による厚生労働大臣の同意があつたので、同条第六項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

別冊は、掲載を省略し、島根県商工労働部労働政策課及び県政情報センターに備え置い

て縦覧に供する。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、次の基本測量は、平成十四年三月二十十九日に終了した国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月十日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

基本測量（世界測地系への移行に伴う基準点改測、国土調査および確定測量に伴う基準点測量・地域基準点作業）

二 作業期間

平成十三年五月二十一日から平成十四年三月二十九日まで

三 作業地域

松江市・大田市・益田市・安来市・伯太町・匹見町・西郷町・海士町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年5月10日

島根県知事 澄田信義

- 1 役務の名称及び数量
宍道湖流域下水道東部処理区終末処理場維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日

島根県選挙管理委員会告示第二十三号
次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができる団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成十四年五月十日
島根県選挙管理委員会委員長 津田和美
その他の政治団体

島根県

島根県選挙管理委員会告示第二十三号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定

により、平成十三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができる団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成十四年五月十日

その他の政治団体

- 7 特定公告を行った日 平成14年1月22日
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

選挙管理委員会告示

島根県人事委員会告示第一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十四年度島根県職員（大学卒業程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成十四年五月十日

島根県人事委員会委員長 吉岡 瑩

一 受付期間

平成十四年五月十四日（火）～同年五月三十一日（金）

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、五月三十一日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、五月二十四日（金）午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	二十二名	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
化学生	一名	島根県の諸機関に勤務し、環境行政及び廃棄物行政事務、環境に関する試験研究並びに水道施設における水質管理等の業務に従事
心理	一名	島根県の諸機関に勤務し、心理学判定・指導・相談等の業務に従事

宮崎輝男後援会	石橋 静夫	石橋伸一	八束郡鹿島町大字上講 武六八一
小川ひろじもを育てる会	小川 弘知	福間健文	出雲市西園町二六九五

獣医師	四名	島根県の諸機関に勤務し、畜産業の振興、家畜の保健衛生等に関する試験研究又は食肉検査・食品の安全確保、動物の保護等の業務に従事
薬学	二名	島根県の諸機関に勤務し、医薬品の調剤・製剤業務、試験研究又は薬事に関する指導等の業務に従事
農業	二名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導、試験研究等の業務に従事
農業経営	五名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業経営に関する普及指導、試験研究等の業務に従事
林業	二名	島根県の諸機関に勤務し、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事
水産	三名	島根県の諸機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事
農業土木	一名	島根県の諸機関に勤務し、土地改良・農地防災等に関する調査・設計・施工管理等の業務に従事
土木	八名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
建築	一名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに県有建築物に関する企画・設計・施工管理等の業務に従事
電気	二名	島根県の諸機関に勤務し、建築物に係る電気設備等に関する設計・施工管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事
警察法医	一名	島根県警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事

(注) (一) 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

(二) 申込受付後の試験区分の変更は認めない。

試験区分	年齢	・	学歴	等
獣医師を除く 全試験区分	ア 昭和五十六年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成十五年三月三十一日までに卒業見込みのもの	次のいずれかに該当する者		
獣医師	イ 昭和五十六年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	ア 昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	・	
試験区分	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	イ 昭和五十六年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成十五年三月三十一日までに卒業見込みのもの	・	
資格	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	ア 昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	・	
免許	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	イ 昭和五十六年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成十五年三月三十一日までに卒業見込みのもの	・	
獣医師	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	ア 昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	・	
薬学	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	イ 昭和五十六年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成十五年三月三十一日までに卒業見込みのもの	・	
農業経営	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	ア 昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	・	
林業	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	イ 昭和五十六年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成十五年三月三十一日までに卒業見込みのもの	・	
水産	昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	ア 昭和四十四年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた者（平成十五年四月一日現在で、満二十四歳から満三十三歳まで）	・	

(三) 採用予定人員は、変更する場合がある。
 (一) 受験資格
 (二) 年齢、学歴、資格等

五 試験の種目及び内容

区分	日 時	試験地及び試験場	第一次試験				試験種目
			試験日	試験場	合 格 発 表	試験区分	
平成十四年六月二十日(日)	受付時間 八・三〇(一) 試験時間 九・三〇(一) 一五・〇〇	浜田市 (浜田市野原町) 島根県立大学 専修大学神田校 舎(千代田区神 田神保町) 大阪府 旭区大宮)	松江市 島根大学教養二 号館(松江市西 川津町)	平成十四年六月二十日(日)	受付時間 八・三〇(一) 試験時間 九・三〇(一) 一五・〇〇	合 格 発 表	試験区分
七月五日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。							
七月下旬に松江市で実施する予定(第一次試験合格通知の際に通知する。)							

試験区分	出題分野	第一次試験	第二次試験	区分
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政	人物試験	人物試験	試験種目
警察事務	学、社会政策、国際関係	教養試験	教養試験	内 容
化学生	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学	論文試験	論文試験	
心理学	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学	適性検査	適性検査	
獣医師	家畜解剖学・家畜生理学・家畜薬理学、家畜内科学・家畜外科学・家畜寄生虫病学・家畜微生物学・家畜伝染病学・家畜繁殖学・獣医公衆衛生学、家畜衛生学・畜産一般	身体検査	身体検査	
生物学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化	職務遂行	職務遂行	

(注) 第二次試験において、試験区分「建築」については、「建築設計」の筆記実技試験を行う。

- (二) 次の各号に該当しない者
- ア 日本の国籍を有しない者(試験区分「心理」及び「電気」を除く。)
 - イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しないで破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
- 四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、農産物加工一般、畜産一般、農業経済一般
農業経営	農業経営学、農業経済学、農政学、農業法律、農村計画学、農業会計学、農業金融論、農業市場論、農業史、栽培学汎論、作物学、園芸学、畜産一般、生活経営一般、農業経営一般
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産学通論・漁政、水産生物学、水産海洋学・水産物理学、水産化学、水産資源学・水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
警察法医	生物学、生化学、遺伝学、血液型学、免疫学

七 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、百二十一切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形二号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、書留にすること。

八 合格から採用まで

(一) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。

(二) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、三の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

九 給与

初任給は、平成十四年四月一日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。なお、学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。

試験区分	学歴	年齢	初任給月額
獣医師及び薬学を除く試験区分	大学卒	二十二歳	一七四、四〇〇円
獣医師	大学卒	二十四歳	二〇一、一〇〇円
薬学	大学卒	二十二歳	一八〇、四〇〇円

島根県人事委員会告示第三号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十四年度島根県警察官（男性・大卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成十四年五月十日

島根県人事委員会委員長 吉岡 瑩

一 受付期間

平成十四年五月十四日（火）～同年六月七日（金）

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く）。郵送による場合は、六月七日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、五月三十一日（金）午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職務内容
二十八名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

三 受験資格

(一) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和四十七年四月一日から昭和五十六年四月一日までに生まれた（平成十五年四月一日現在で、満二十二歳から満三十歳までの）男性で、学校教育法による大学

（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は平成十五年三月三十一日までに卒業する見込みのもの

イ 昭和五十六年四月一日以降に生まれた男性で、大学を卒業したもの又は平成十五年三月三十一日までに卒業する見込みのもの

(二) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

五 試験の種目及び内容

区分	試験種目	試験の種目及び内容	区分	日時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第一試験 第二次試験	八月下旬に松江市で実施する予定（第一次試験合格通知の際に通知する。）	内 容	第一試験 第二次試験	平成十四年七月十四日(日) 受付時間 九・〇〇～九・一〇	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	八月九日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者を除く。）に試験の結果を通知する。
第二試験	九・三〇～一七・〇〇	浜田市 島根県立浜田高等学校 (浜田市黒川町)				

第一 次 試 験			区分	試験種目	試験の種目及び内容	区分	日時	試験地及び試験場	合 格 発 表
特技加点	身体・体力検査	教養試験	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容
オ	・聴力 ・視力 ・色覚 ・触力 ・指及び関節 ・その他	・身長 ・体重 ・胸囲 ・握力 ・肺活量	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・身長 一六〇センチメートル以上 ・体重 四七キログラム以上 ・胸囲 七八センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上、又は矯正視力が一・〇以上 ・聴力 正常であること。 ・触力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 また、体力検査は、反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・身長 一六〇センチメートル以上 ・体重 四七キログラム以上 ・胸囲 七八センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上、又は矯正視力が一・〇以上 ・聴力 正常であること。 ・触力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 また、体力検査は、反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。	内 容	内 容	内 容	内 容	内 容

別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。

第二 次 試験	
人物試験	作文試験
警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出を求める。）。なお、一定点に満たない者は不合格とする。	文章による表現力、思考力等についての試験
職務遂行に関する適性についての検査	適性検査

身体検査

職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査（医療機関で受診した健康診断書の提出により行う。）

対象特技	英語	準二級以上
ア 実用英語技能検定（英検）	TOEIC	四七〇点以上
イ TOEFL	PBT	四四七点以上
ウ CBT		一三〇点以上
エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上	
柔道	初段以上（講道館認定）	
剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定）	

確認方法

対象特技を証明する書類（合格証・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第一次試験受付時に提出させる。
次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。
イ 原本を第一次試験の受付時に提出できない場合
イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合

六 受験手続

(一) 申込書の交付

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、島根県警察本部警務課、
県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島
根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交
付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性・大卒）請求」と朱
書し、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形二号）を同封して、島

根県人事委員会事務局にて請求すること。
受験の申込み

(二) 所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。
申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官（男性・大卒）申込」と朱書きし、書留にすること。

七 合格から採用まで

(一) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

(二) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかつた場合や、三の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(三) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、六か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

八 給与

初任給は、平成十四年四月一日現在、大学卒二十二歳で月額一九九、九〇〇円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。

島根県人事委員会告示第四号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十四年度島根県職員（経験者・看護師）採用試験を次のとおり実施する。

平成十四年五月十日

島根県人事委員会委員長 吉岡 瑩

平成十四年五月十四日（火）～同年五月三十一日（金）

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送

による場合は、五月三十一日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、五月二十四日（金）午後五時までに到着したものに限り受け付ける。

二 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員 五名	職務 内 容
県立病院等に勤務し、専門的業務に従事	

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

三 受験資格

（一）次の各号に該当する者

ア 年齢、資格、学歴等

昭和四十四年四月一日から昭和五十年四月一日までに生まれた者（平成十五年四

月一日現在で、満一十八歳から満三十三歳までの者）で、看護師免許を有するもの

イ 経験年数

看護師免許取得後の看護業務経験が五年以上ある者（平成十五年三月三十一日までに五年に達するものを含む。）

（二）次の各号に該当しない者

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

六 受験手続

（一）申込書の交付

第二次試験			第一次試験			区分 試験の種目及び内容
身体検査	適性検査	人物試験	論文試験	専門試験	教養試験	
職務遂行に必要な適性についての検査	職務遂行に必要な適性についての検査	民間病院等での職務経験、職務を通じて培った知識・能力、文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式または択一式による筆記試験	専門的な知識及び能力についての択一式または択一式による筆記試験	短大卒業程度の筆記試験	七月下旬に松江市で実施する予定（第一次試験合格通知の際に通知する。）

区分 試験手續	第一回 試験	第二回 試験	第三次 試験		試験地及び試験場	合 格 発 表
			日 時	受付時間		
六月二十九日	平成十四年六月二十三日（日）	九・〇〇	八・三〇	九・三〇	東京会場（千代田区神田神保町）	専修大学神田校舎
六月三十日	平成十四年六月二十三日（日）	九・〇〇	九・三〇	九・三〇	大阪府大阪工業大学大宮学舎（大阪市旭区大宮）	大阪工業大学大宮学舎（大阪市旭区大宮）

平成十四年三月二十二日付け島根県報号外第一六号中に誤りがあったので、次のように

正 誤

学歴	年齢	公務に有用な民間等経歴	初任給月額
短大三卒	二十八歳	七年	二四二、八〇〇円
	三十三歳	十二年	二七一、九〇〇円

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、給与条例等の定めに従い扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例（平成十四年四月一日現在）

- 八 給与
- (一) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。
- (二) なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。看護業務経験について平成十五年三月末までに五年に達することができなかつた場合や、三の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。
- 七 合格から採用まで

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者・看護師申込」と朱書きし、書留にすること。

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隱岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者・看護師請求」と朱書きし、百二十円切手をはつたて先明記の返信用封筒（角形二号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。
- (二) 受験の申込み

訂正する。

ページ

行

誤

正

二

館内閲覧表
(様式第十一号)

館内閲覧票
(様式第十五号)

三

始めから三
(第六条・第二十九条)

始めから九
(第六条・第十九条関係)

"

上段

始めから十四
(第六条・第二十九条)

始めから十四
(第六条・第十九条関係)

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第五〇号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

一

目次

誤

正

級別職務分類に関する規則の一
部を改正する細則

級別職務分類に関する細則の一
部を改正する細則

平成14年5月10日

島根県報

第1,366号 (20)

平成十四年五月十日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)